平成２２年（フ）第２５９号
福岡市早良区曙１丁目４番15号
債務者　内野　貞子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７４号
福岡市西区福重４丁目21番５号
債務者　井上　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８７号
福岡県春日市一の谷３丁目41番地コーポさかえ201号
債務者　井丸勢津子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９１号
福岡市西区愛宕南１丁目６番34―201号
債務者　長野　絵美（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９５号
福岡市南区大平寺１丁目26番８号
債務者　榎本　芳子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９６号
福岡市博多区諸岡１丁目25番33号
債務者　篠崎　真弓（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９９号
福岡市西区十郎川団地15番407号
債務者　戸畑　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８号
福岡県太宰府市坂本２丁目10番２号ヴィラージュ松倉Ｂ202号
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘５丁目13番21号
債務者　大輪　義人
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５号
福岡市西区拾六町４丁目57番５号
債務者　福井　太二
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７号
福岡県糸島市二丈武361番地４
債務者　小林　由佳
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１８号
福岡市博多区吉塚３丁目５番50―304号
債務者　近藤　昭夫
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２号
福岡市博多区美野島１丁目15番21―402号
債務者　松永　修二
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８号
福岡市城南区七隈３丁目18番16号
債務者　小橋川久栄
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３号
福岡県春日市弥生１丁目14番地１　ＡＤＶＡＮＣＥ21・401号
債務者　土持　武之
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３７号
福岡市早良区室見２丁目16番10号
債務者　大下　智子（旧姓濱名）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９号
福岡県朝倉市馬田1418番地５
債務者　田村　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目93番地　富永ビル301号
債務者　土屋　初美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部